

## 「あなたのそのトラブル

### 国際的なサイバー犯罪に巻き込まれていませんか？！」

サイバー犯罪は、国境を越えて容易に実行可能です。皆さんが日ごろ何気なく使っているインターネットを通じて、国際的な犯罪に巻き込まれるかもしれません。この機会にインターネットを安心・安全に利用するためにも、国際的な視点も考えて、サイバー犯罪の被害者、加害者にならないように注意しましょう。

#### 【危ない契約のいろいろ】

インターネット上には、危ない契約もたくさん存在しています。契約の相手は「事業者」だけでなく「個人」の場合もありますが、危ない契約の相手は、最初から誰かをだますつもりで詐欺のようにワナをはり、引っかかるのを待っているのです。



そもそも相手にだまされたりおどされたりして無理やり契約させられてしまったものは、契約として成り立たないのですが、1度支払ってしまったお金を取り戻すのは大変です。危なそうと思ったら、すぐにお金を払うことや商品を渡すことはやめて、信頼できる身近な大人に相談しましょう。



#### 【誰だか分からない相手から商品を買う】

掲示板や SNS で、「チケット売ります」という書き込みを見かけることがあります。手渡しの場合を除き、ほとんどが先に相手にお金を払う「先払い」です。相手も「個人」のことが多いのではないかと思います。

でも、その人は信用できるのでしょうか。お金を払ったら、その商品を渡してくれるという約束を本当に守ってくれるのでしょうか。インターネットは、実際に会うこともなく相手の素性がよくわからないままやり取りができる世界です。

相手が誰だかわからないと、約束を守らず連絡が取れなくなってしまう恐れもありますよね。

掲示板や SNS で知り合っただけの人と契約を結ぶ場合は、まず信頼できる身近な大人に相談し、その人が信頼できそうかどうか、過去の取引でトラブルが起きていないかなどを一緒に考えてもらいましょう。

### 【不正アフィリエイト】

例えば、あなたが利用した覚えがないのに、出会い系サイトなどから突然「料金を払え」という請求メールが届いたとします。これは「不当請求」であり、本来まったく支払う必要はないものです。しかし、ビックリしてしまったあなたは、出会い系サイトからのメールにあった「この URL に紹介してある <公式サイト> に登録すれば免除してあげる」といった内容をうのみにし、書かれているとおりに <公式サイト> に複数登録してしまいました。



しかし、そうやって誘導される先は、登録することで毎月料金が発生する有料サイトがほとんど。その結果、毎月何万円もの料金が「キャリア課金」として、あなたのところにケータイ電話会社から請求されるようになることがあります。

これは、<公式サイト> の広告を出して誘導することでもらえる礼金を目当てに、出会い系サイトがあなたをだます手口です。（リンクを貼り、そこから購入や登録をした件数に応じて広告代が支払われる仕組みを「アフィリエイト」といいます）

このような手口に引っ掛からないようにするには、思い当たらない請求や、不当だと思われるような請求が来たら、すぐに返事や対応をしたり、相手のいいなりになったりするのではなく、信頼できる身近な大人にすぐ相談することが大切です。

### 【懸賞サイトの注意点】

インターネットには、サイトに会員登録すれば、いろいろな懸賞を紹介してもらえて応募できる「懸賞サイト」や、サイトから送られてくるスポンサーのメールを見てクリックや登録をするとポイントが貯まり、貯めたポイントの量に応じてプレゼントやお金がもらえるという「おこづかいサイト」などがあります。

このようなサイトにいったん登録すると、毎日、たくさんの広告メールが登録したアドレスに届くこととなります。でも、中には、こまめにポイントを貯めても換金してくれない、退会しても広告メールが止まらない、知らないサイトからもメールが届くようになる、不当請求がなされる、というトラブルもあります。最初から“個人情報を取ることが目的”のサイトもあるかもしれません。



このような「懸賞サイト」や「おこづかいサイト」に登録する場合は、登録した個人情報などがどのように利用されるのか、「個人情報の取扱い」や「プライバシーポリシー」で利用目的を必ず確認するようにしてください。危なそうなサイトには登録しないようにね。

### 【違法サイトからのダウンロードに注意】

配信サイトや掲示板に、著作権者の許可を得ないまま音楽や映像をアップロードする行為は著作権

侵害となり違法です。自分や家族などの限られた範囲の人が利用するために著作物を複製する行為（コピーする行為）は、許可なく行うことが基本的には許されていますが、2010年1月からは、違法にアップされたものであることを知りながら音楽や映像を、ダウンロードする行為（ダウンロードとは自分のPCなどにコピーする行為ですね）は著作権侵害となりました。特に、2012年10月からは、違法にアップされた有料で販売・配信されている音楽や映像をダウンロードすると罰則が科されることとされています。無料でダウンロードができるからといって、違法に掲載された音楽や着メロをダウンロードすれば、あなたも違法行為を行ったことになり、場合によっては刑罰を科せられることさえあるので、利用しているサイトが、権利者から許可を得ているかどうかを確かめてから利用しましょう。

また、違法サイトの多くは、著作物をダウンロードするユーザーに向けて、広告を掲載し、広告料収入を得ていますが、もともとが違法な行為をしているサイトなので、そこで得た収入がどのような事業に使われる



か分かりません。不正な事業に使われている可能性も少なくありません。このような不正なサイトが増えると、許諾をとった上で正当に運営しているサイトの運営ができなくなる可能性もあります。モバイルを利用して私たちがいつでも安心して、さまざまな情報、著作物を利用できるように、違法サイトの不正行為に加担しないようにしましょう。

#### 【インターネットオークションでの「海賊版」を出品・販売する行為は著作権侵害】

著作権者の許可を得ないでコピーされたCD、DVDなどの録音・録画物、また同様にコピーされたビジネスソフトやゲームソフトなどは、一般に「海賊版」と呼ばれています。勝手にコピーを作成し、インターネットオークションなどに出品・販売する行為は著作権侵害になります。録画したテレビ番組を、販売を目的にDVDなどに複製する場合も同様です。また、自分でコピーしたものでなくても、海賊版と知りながら出品、販売する行為も、著作権侵害となりますので、海賊版と判



#### 【「海賊版」の購入は危険】

海賊版をそれと知って購入した場合、トラブルがあっても返金や返品などの交渉については当事者間で行うしかありません。海賊版の売上は、犯罪組織の資金源になっていたり、購入者の個人情報を悪用されたりするなどのトラブルが起こることもあります。違法にコピーされたプログラムを、違法コピーであることを知って取得し業務で利用する行為も著作権侵害にあたり、刑事罰や損害賠償責任のリスクもありますので十分注意しましょう。

### 【ファイル共有ソフト（P2P ソフト）の悪用をもたらす深刻な問題】

ユーザーが「ファイル共有ソフト（P2P ソフト）」を利用していると、ウイルス感染や不注意により、CD、DVD などの録音・録画物、またビジネスソフトやゲームソフトなどそのユーザーが購入していた他のファイルがインターネット上に流出する場合があります。

ファイル共有ソフトとは、ユーザー同士が直接アクセスし合って情報等を共有するもので、代表的なものでは、「WinMX」や「Winny」、「Share」、また Gnutella 系と呼ばれる「Cabos」「Lime Wire」など多数のものがあります。これらのソフトでは、利用者間で瞬時に大量なファイルが共有できるため、悪用されると著作権が侵害されるだけでなく、個人情報の漏洩、インターネット回線の占有など、深刻な社会問題を引き起こします。

P2P ソフトを利用して、著作権者に無断で著作物のファイルを共有する行為も著作権侵害にあたり、映画・音楽などのファイルをダウンロードする行為も、違法サイトからダウンロードと同様に違法行為となりますので、P2P ソフトの安易な利用は絶対に避けましょう。

### 【まとめ】

- インターネット上での契約は慎重に良く考えてから！有料のサービスはあらかじめ使う金額を決めておこう。
- 危ない相手、不安を感じる相手とは取引ややり取りをしないように気をつけよう。
- 違法にアップロードされたファイルをダウンロードする行為も違法です。軽い気持ちでダウンロードすることで加害者にならないように、サイトを利用する前にキチンと確認しておきましょう。
- P2P ソフトのように、違法に利用されることが多いものは、なるべく使わないようにしましょう。
- インターネット上で身元の分からない人や事業者との取引は、あなたの払ったお金が国際的な犯罪に利用されているかもしれません。知らずに犯罪に加担しないように、十分に注意しましょう。
- 困ったときには、信頼できる大人に相談しよう。



制作：一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）